

令和8年度 朱雀第八小学校「学校いじめの防止等基本方針」

1 「学校いじめの防止等基本方針」の策定

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校のいじめの防止対策推進法の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

①いじめは、全ての児童生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

②全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨とする。

③いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 いじめ対策委員会

(1) 構成員（職名又は校務分掌）

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・各学年の生徒指導部および育成学級の生徒指導部・養護教諭・教育相談主任・LD等通級教室担当教諭

※緊急対応時はこの限りではない

(2) 役割

- ・基本方針に基づく取組や行動計画の確認
- ・未然防止対策、早期発見に向けての対策等の検討
- ・各学年の児童生徒の情報交換と課題の共有
- ・いじめに関わる情報に対する支援や指導及び保護者との連携対応の確認
- ・関係機関、専門機関との連携対応

(3) 開催時期

定例委員会は、月一回火曜日に開催。（緊急対応の場合は、この限りではない。）

(4) 児童・保護者への周知方法

- ・全校集会の場で「いじめ対策委員会」の役割と構成員の紹介を行う。
- ・学校便りで、今年度の「いじめ対策委員会」の構成員の紹介を行う。

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

ア 学習環境の整備

- ・ 整理整頓・清掃を確実にしたり、危険物がないかこまめに確認したりする。
- ・ 掲示物をこまめに確認し、剥がれかけていれば直す。
- ・ 用具の点検を行い、壊れたものは修理や交換をする。

イ 授業改善の充実

- ・ 主体的に学ぶ児童の育成をめざし、問題解決的な学習を展開し、学習を進める。一人一人の思いをグループやクラスみんなが肯定的に聞き、お互いの考えについて意見を交わし、考えを深め、広げる体験を大切にすることで、友達と一緒に学び合う喜びと楽しさを実感できるようにする。
- ・ 全ての児童生徒に習得すべき基礎学力の定着を図る。

ウ 道徳教育・人権教育の充実

- ・ 道徳的実践力を育むため、教育活動全般を通して道徳教育の充実を図る。
- ・ 休日参観では、人権意識を高めることや、いじめは絶対に許されないことを伝えるために、人権の大切さを題材とした「道徳」を実施し、保護者に理解や協力を求める。

エ 児童が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・ 学校行事（運動会や学習発表会）を通して人間関係づくりを行う。
- ・ 地域の方々と関わる学習や、大人の生き方から学ぶ事に焦点を当てた総合的な学習の時間の単元等を通して、道徳的価値の深まりを図る。
- ・ 地域の伝統行事にふれ、共に活動することにより地域を大切に思う心を育てる。

オ 児童生徒同士の絆づくり

- ・ 学級活動の時間を活用して、学級会をする。
- ・ 学年での活動を通して、学年の子どもたちが意図的に交流する機会をもつ。
- ・ 縦割りの活動を通して、他学年との交流機会をもつ。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための措置

ア 日常の児童に関する情報共有

- ・ 日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに関わる情報については、些細なことや疑いも含め、「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・ 「いじめ対策委員会」で共有された情報は、学年主任等を通して全教職員で共有する。
- ・ 重大事態については、「いじめ対策委員会」を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で情報等を共有する。

イ 児童に対する定期的な調査

- ・いじめ記名式アンケートを6月、11月に実施。
- ・4～6年生において、「クラスマネジメントシート」（年間2回）の実施。
- ・学校評価の児童によるアンケート（記名式）において、「いじめ」の項目を入れ、実態の把握に努める。

ウ 教育相談の実施

- ・「あのねタイム」を設定し、教育相談活動を積極的に行う。その後も必要に応じて「あのねタイム」を行う。
- ・いじめ対策委員会と養護教諭、スクールカウンセラーが連携し児童がスクールカウンセラーと相談できる環境を作る。
- ・保健室来室の様子を共有し、養護教諭と担任で連携をとりながら見守る。
- ・定期的な調査を行い、気になる児童に対しては、個別で話を聞く。

エ 上記調査等の結果の検証及び組織的な対応

- ・アンケート結果を「いじめ対策委員会」で点検し、聞きとり調査をする。
- ・聞きとりをもとに「いじめ対策委員会」で検証する。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止にむけた取組

ア 基本的な考え方

初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、解決に向けた取組を行う。いじめの発見や報告を受けた時は、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

また、被害児童を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことのみならず主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の心身の健全育成に主眼を置いた指導を心がける。

イ 《いじめ事案に対する組織的な対応と流れ》

前提となる基本事項

『学校いじめ防止等基本方針』 □学校いじめ防止プログラムの策定 □教職員、児童生徒、保護者、地域への周知 □取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善	『いじめ対策委員会』 □担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の 確認・周知 □臨時の委員会開催時の手順確認・周知 □児童生徒、保護者、地域への周知 □いじめの認知・解消の判断について確認
---	---

未然防止の取組（発達支持的生徒指導の充実）

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童生徒同士の絆づくり

- ・授業改善
- ・児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

予防

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない観察

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない対応

<p>【いじめ対策委員会で共有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。 	<p>【事実確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。 ●いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る。 ●何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。 ●聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。
--	--

管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。
[認識の共有化・行動の一元化]

心の通った指導

<p>【児童生徒への指導・支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の 姿勢を示す。 ●登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をとらず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じて S C、SSW、パトナ等との連携を図る。 ●いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う。 ●周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。 	<p>【保護者への連絡・家庭との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに、関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。
---	---

【教育委員会への報告・連携】
●重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

<p>【謝罪の場の設定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり 謝罪をする場をもつ。 ※事案内容によってはこの限りではない。 	<p>【関係機関との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。
---	--

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が**少なくとも3か月間**止んでいること（救済）
 - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
 ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

ウ インターネットを通して行われるいじめへの対応

- ・携帯電話やスマートフォン・携帯ゲーム機における危険性及び問題行動との関連について児童生徒への指導、地域や保護者への啓発に努める。
- ・「非行防止教室」や「ケータイ安全教室」での内容を他学年の児童生徒にも周知する。
- ・ネットに関わる問題行動等の事例を伴う校内研修を行い、いじめとの関わりや対応策についての理解を深める。
- ・教育メディアと連携して、情報モラルに関する研修を行う。

エ 「いじめの解消」の定義をふまえた見守り及び再発防止に向けた取組

学校全体での継続的な指導・支援を行う。
少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済）
②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会で行う。）

（4）教職員の資質向上の取組

ア 内容

- ・いじめアンケート結果を基にした研修
- ・教職員のいじめに対する意識向上
- ・事例を基にした実践研修

イ 実施時期

5月、8月、3月に行う生徒指導研修会時に実施する。

4 保護者・地域・関係機関との連携

ア 保護者・地域への情報発信

- ・学校評価アンケートを年2回行い、結果を分析し、成果と課題を周知する。
- ・学校だよりやホームページで学校の様子を発信する。

イ 保護者・地域への啓発

- ・「いじめ防止対策推進法」の趣旨や、朱雀第八小学校「学校いじめの防止等基本方針」の内容を周知し、いじめの防止や解消に、保護者による子どもの観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。
- ・参観への呼びかけをPTAの協力のもと進める。

ウ 保護者・地域との協同の取組

- ・学校運営協議会
- ・見守り隊の方々による登校、下校の見守り
- ・区民運動会

エ 関係機関との連携

- ・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーとの連携を密にしておく。
- ・児童相談所と連携をし、加害児童・被害児童の精神的ケアを図る。
- ・いじめの事案によっては、警察署との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させる。

5 重大事態が発生したときの対応

(1) 基本的な考え

いじめの防止及び早期発見、いじめに対する迅速かつ適切な対応のための取組を行い、重大事態に至ることのないよう全力を尽くすことは当然ながら、万一、重大事態が発生した場合には、次のとおり対処するとともに、その再発防止等のため必要な措置を行うこととする。

(2) 重大事態が発生したときの対応

- ・重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。重大事態は法において、
 - ①生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

学校が調査主体の場合

- ・学校の下に重大事態の調査組織を設置。
- ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施。
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して必要に応じた適切な情報提供。
- ・京都市教育委員会への調査結果の報告。
- ・調査結果を踏まえた必要な措置。
- ・同種の事態発生防止に必要な取り組みの推進。・周りにいた児童にも自分ごととして捉えさせ、学級や学年の集団への指導も行う。

京都市教育委員会が調査主体の場合

- ・京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力。

6 年間計画（予定）

※予定を変更する場合があります。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への啓発関係機関との連携
4	<ul style="list-style-type: none"> 職員会 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラム PDCAサイクルの確認と共有」 いじめ対策委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」 「児童・保護者への広報について」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 入学式 始業式で児童に説明 「いじめ対策委員の紹介」 学級学年開き あいさつ運動 授業参観 保護者懇談会 【4年・5年】 非行防止教室 	<ul style="list-style-type: none"> 前年度のアンケートの結果を学年で共有（2～6年） 	<ul style="list-style-type: none"> 授業参観 学級懇談会①の中で保護者啓発
5	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会② 「クラスマネジメントシート・記名式いじめアンケートの実施に向けて」 「いじめ等、見守りたい児童の確認」 生徒指導校内研修会① 「いじめ等、見守りたい児童の共有」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 1年生を迎える会 人権朝会 縦割り活動の結団式 【6年】 非行防止教室 修学旅行 		<ul style="list-style-type: none"> 憲法月間「学校だより」で啓発 いじめ対策委員を「学校だより」で紹介 PTA 総会で啓発 希望制個人懇談会
6	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会③ 「アンケート・教育相談の共有」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 あのねタイム 縦割り遊び 「なかまづくり」の教材活用 【4～6年】 クラスマネジメントシート 	<ul style="list-style-type: none"> 第1回記名式いじめアンケートの実施、学年集約と共有① 教育相談週間（個別面談）① 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者向け啓発パンフレット配布 PTA 総会で啓発 休日参観（道徳公開授業） 学校運営協議会で説明①
7	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会④ 「クラスマネジメントシートの結果」 「記名式いじめアンケートの結果」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 縦割り遊び 	<ul style="list-style-type: none"> 学年集約と情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> 個人懇談会 地生連講演 1回目学校アンケート
8	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会⑤ 「校内夏季研修会に向けて」 「いじめ防止プログラムの見直しと確認① PDCAサイクル」 生徒指導校内夏季研修会② 「4月～7月いじめ事案の経過」 「いじめ防止プログラムの見直しの共有① PDCAサイクル」 小中合同教職員研修 「いじめについて情報共有と連携」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 「あいさつ」強化週間 	<ul style="list-style-type: none"> 振り返りアンケート 	

9	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会⑥ 「未然防止に向けた取組の確認」 「学校評価の実施に向けて」① 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 縦割り遊び 【6年】 ふれあい探検（小中連携） 	<ul style="list-style-type: none"> 教育相談週間（個別面談）② 	
10	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会⑦ 「クラスマネジメントシート・記名式いじめアンケートの実施に向けて」 職員会 「学校評価の結果の共有」① 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 縦割り遊び 運動会 区民運動会 		<ul style="list-style-type: none"> 学校運営協議会で説明と評価②
11	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会⑧ 「アンケート・教育相談の結果の共有」 「校内研修会（授業提案）に向けて」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 縦割り遊び 【5年】 花背山の家長期宿泊学習 【4～6年】 クラスマネジメントシート 	<ul style="list-style-type: none"> 第2回記名式いじめアンケートの実施、学年集約と共有② 	
12	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会⑨ 「基本方針の見直しと作業に向けて」 「いじめ防止プログラムの見直しと確認② PDCAサイクル」 「いじめ防止プログラムの見直しの共有② PDCAサイクル」 「クラスマネジメントシート・無記名いじめアンケートの実施に向けて」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 人権集会 人権標語の作成と発表 縦割り遊び 	<ul style="list-style-type: none"> 学年集約と情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> 人権月間 人権集会「学校だより」で啓発 希望制個人懇談会
1	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会⑩ 「9月～12月いじめ事案の経過」 「クラスマネジメントシートの結果」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 縦割り遊び 「あいさつ」強化週間 	<ul style="list-style-type: none"> 振り返りアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> 地生連で広報 2回目学校アンケート
2	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会⑪ 「記名式いじめアンケートの結果」 「年間を通してのいじめ事案の経過」 「学校評価の実施に向けて」② 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 図工作品展 縦割り遊び 学習発表会（各学年ごと） 【6年】 小中連携 		<ul style="list-style-type: none"> 新1年入学説明会で校長から講話 学校運営協議会で説明と評価③

<p>3</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑫ 「いじめ防止プログラムの見直しと確認③ PDCAサイクル」 ・生徒指導校内研修会③（年間反省） 「今年度の反省と次年度への課題」 「いじめ事案の経過と課題の共有」 ・職員会 「いじめ防止プログラムの見直しの共有③ PDCAサイクル」 「学校評価の結果の共有」② 「次年度の基本方針の確認」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6年生を送る会 ・ 卒業式 ・ 授業参観 ・ 保護者懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次年度に向け、アンケート等の結果の学年集約（全学年） ・ いじめアンケート原本の保管（5年保存） ・ 授業参観 ・ 学級懇談会②の中で保護者啓発
-----------------	---	---	---